

## 会議録

会議の名称	ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員委嘱状交付式 及び平成27年度第1回男女共同参画苦情処理委員 会議			
開催日時	平成27年10月27日(火) 開会時刻 午前11時00分 閉会時刻 午前11時45分			
開催場所	本庁舎3階 市長公室			
事務局	役職名	氏名	役職名	氏名
	委員	海老原夕美	事務局	嶋田恵子
	委員	高松佳子	事務局	金井塚文夫
	事務局	細谷孝之	事務局	坂本心太郎
	事務局	塩野隆一		
会議の議題	(1) 委嘱状交付式 (2) 第1回会議 ①開会 ②委員・事務局紹介 ③条例概要について ④男女共同参画プラン進捗状況報告書について ⑤他団体における苦情処理状況について			
会議の公開又は非公開の	公開			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	0人			
発言の内容	別紙「発言の要旨」のとおり			
会議資料	別添のとおり			
事務局	市民生活部市民総合相談室			
議事の確定	確定年月日	平成27年11月9日		
	記名押印	役職名 委員 海老原 夕 美 ⑩  委員 高 松 佳 子 ⑩		

## 別紙

## 発言の要旨

発言者	発言の要旨
塩野室長	ただ今より、ふじみ野市男女共同参画苦情処理委員委嘱状交付式を開会します。 これより市長から委嘱状を交付します。
高畑市長	<b>【委嘱状交付】</b>
塩野室長	引き続き、高畑市長から挨拶を申し上げます。
高畑市長	<b>【挨拶】</b>
塩野室長	市長はこのあと公務があるため、これで退席します。
高畑市長	<b>【退席】</b>
塩野室長	引き続き、第1回会議を開催します。本日は、第1回目ということで審査をしていただく案件はありませんので、事務局から男女共同参画のふじみ野市の取組をご説明させていただきたいと考えております。資料の確認を行います。 <b>【資料確認】</b> この会議は、資料1の傍聴要領のとおり「ふじみ野市審議会等の会議の公開に関する規則」第3条に基づき公開としてよいか伺います。
全委員	<b>【異議なし】</b>
塩野室長	そのように決定されました。なお、本日の傍聴者はございません。次に委員及び事務局職員の自己紹介をお願いします。
全委員及び事務局	<b>【自己紹介】</b>
塩野室長	それでは初めに議事の(1)「条例概要について」の説明を、事務局から行います。
事務局	<b>【条例策定の概要について資料を説明】</b>
塩野室長	ご意見はございますか。
海老原委員	苦情の申出があった場合、調査は委員2人で行うのか又は単独で行うのですか。
事務局	苦情処理委員は独任制になっています。基本的には1件の苦情の申出にお一人の委員に判断をしていただくこととなります。資料3-3のフローをご覧ください。苦情処理委員の下に「要件審査 委員の決定」と表記がありますように、どの委員に審査をしていただくか決定し、その委員に調査の可否の判断をしていただくところから処理が進んでいきます。

塩野室長	次に議題（２）の「男女共同参画プランの進捗状況報告書について」を議題とします。事務局から説明を行います。
事務局	【男女共同参画プランの進捗状況報告書について資料を説明】
海老原委員	女性がゼロの委員会とは例えばどんな委員会ですか。
事務局	例えば公平委員会は委員自体３人しかいないこと、農業委員会は選挙により選出されたことから女性委員はいません。また、防災会議は委員２０数人のうち女性委員は１人ないし２人いるのですが、充て職なので、その選出母体の会長に女性が少ないという理由で女性委員の比率は下がっています。例えば消防長を入れますといっても、消防長が女性という現状ではなかったりという状況です。 （注）農業委員会委員の選挙は「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成２７年９月４日公布）により廃止されました。
海老原委員	増えているところは増えていても、どうしても女性が入らないというところはありますね。ありがとうございました。
塩野室長	次に議題（３）の「他団体における苦情処理状況について」を議題とします。事務局から説明を行います。
事務局	【他団体における苦情処理状況について資料を説明】
海老原委員	現時点で苦情処理の申出についての問い合わせはありますか。
事務局	まだ１０月１日に条例が施行されたばかりで、市のホームページには苦情処理を含んだ条文全体を載せております。また、今後イベント等で条例、苦情処理の制度などこれから周知していく段階なので、まだ皆さんあまりご存じないのかなというところもあり、今はありません。
海老原委員	市の広報とかでの問い合わせは。
事務局	市報１１月号では見開きで「男女共同参画推進条例」の特集を載せています。それで多少反響があるのではないかと考えています。今他市の苦情処理状況をご説明しましたが、他市でもほとんどない状況です。
海老原委員	（苦情申出は）ないに越したことはないですね。
高松委員	他市の苦情処理状況のページを拝見しましたが、申出内容が様々で同一人から繰り返し申出が出てきてもおかしくない分野かなと思ったりする反面、申出要件は限定されているので窓口で切られてしまうことが多いですね。
事務局	申出内容は市の施策に関してなので、収受して意見表明で終わっているのがほとんどだと思います。三郷市での苦情申出は申出内容が分からないのが残念ですが、審査する前の入り口の段階で「該当するものではない」とお断りしているようです。

高松委員	この「ふじみ野市男女共同参画推進条例」が制定される前の段階で、例えば「こういう配布物の表現はおかしいのではないか」とか「このポスターは男女共同参画という面から見た場合問題があるのではないか」という意見は過去にあったのですか。
事務局	ありません。私は担当して3年目ですが、前任者からもあったということは聞いたことはございません。
塩野室長	議題審議は以上ですが、その他に質疑はございますか。
高松委員	書面での苦情の申立があったあと、その先のイメージがよく分からないのですが。即調査に入っていくのか、それとも一度申出人に来ていただいて、あるいは処分庁というのですか担当した所の弁明を聞くとか、具体的にどういう手続になっていくのでしょうか。
事務局	苦情処理委員が調査する前の段階で、苦情の申立を受け付けた私たち事務局が、条例施行規則に定める「調査しない申出事項に該当」するかどうかという調べはきちんとやらないといけないと思っています。委員が意見表明するにしても非該当の判断をするにしても、行政職員である事務局の私たちは判断材料をたくさん提供する必要があると考えています。
高松	「調査をしない申出事項」に該当しない場合、その後どう進んでいくのでしょうか。
事務局	申出事項が該当する場合は調査に入ります。
高松委員	調査開始となった場合に（施行規則様式第4号の）「説明等依頼書」によって説明を求めるとかできるわけですね。
事務局	この書類は、市の執行機関に説明を求めるもので、申出人ではなく申し出た苦情内容を執行している市の担当機関に対して説明を求めたり、書類を閲覧したり、場合によっては写しを求めたりするものになります。
高松委員	申出をしたご本人には調査を開始した通知はいかないのですか。
事務局	調査を始める場合、特にありません。
高松委員	ないのですね。

事務局	はい、そうです。施行規則の中では規定していませんが実際はそういう連絡は事実上口頭などの方法で、事務局ですることもあると思います。
海老原委員	苦情申出の趣旨を確認するとかそういうことは重要ですね。
事務局	施行規則の中では申出人に対し説明の機会を設けるとか特に規定はございませんが、実際問題、書面だけで読み取るというのは難しいと思います。まだ案件がないので想像ですが、他の自治体もおそらく規則だけで運用しているのは難しいので、おそらくその辺、調査要領といいますかそういった事務処理基準みたいな、いわゆる内規というものを作っているのではないかと思います。そうでないとやり方というのがその時の担当者によって形骸化してしまうので、実際に申出のあったさいたま市や所沢市に聞いてみたいと思います。
事務局	所沢市の担当課に去年・一昨年に聞いた話では、その担当の人は条例を作った時にはいなかった人ですが、「事務処理のフローを作っても苦情申出は突然来る」ということでした。「埼玉県であれば弁護士、また苦情処理の専門家、調査員のような方がいるのですが、なかなかそこまではできないので、実際にはそれを私たち職員が委員の手となり足となって行った」ということでした。例えば、1回1時間、委員が申出人に会うために会場に来るのが大変だということもあるので、基本的には「こういう所を聞いておいて欲しい」というのがあるとそれを申出人に聞いたり、実際に会う必要があるとしたら会う時間を取らせていただくとと思います。 逆にそれを踏まえて、苦情内容の担当課の職員と一度面接しましょうという話になりその面接の時にこの書類を持参してくださいという指示が委員からあれば、その指示するための書類を私たちの方で作成し、委員のお名前で通知するという形になります。
塩野室長	まだ具体的なことが当市の場合ですと見えていない部分がありますので、内部的にも検討したいと思います。
塩野室長	他に質疑はありますか。
塩野室長	質問がないようです。これで第1回男女共同参画苦情処理委員会を閉会といたします。 本日はありがとうございました。